

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言 の解除を受けての当施設の対応について

平素より、当施設の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、大阪府に発令されていた「新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言」が令和2年5月21日に解除されました。しかし、緊急事態宣言が解除された後においても、新型コロナウイルスが市中から無くなるわけではなく、新型コロナウイルスとの共存は避けられない状況であるため、引き続き、感染リスクがあることを前提に感染防止対応が必要と考えています。また、当施設が高齢者施設であるという特性も踏まえ、一般業種と同様に全面的に解除すると集団感染等のリスクも生じます。

当施設として、今般の緊急事態宣言の解除にあたり、高齢者施設での対応について大阪府に相談をしたところ、厚生労働省や大阪府から示されている通知等（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について）に基づき、面会等においては一定の制限が必要であると助言を受けました。特に高齢者や基礎疾患を有する方が感染すると重症化・重篤化する恐れがあるため、外部との接触による感染は避けなければなりません。

つきましては、今般の緊急事態宣言の解除をもって直ちに通常に戻すことを避け、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、安全な施設運営に努めていきたいと考えておりますので、ご入居者様をはじめ、ご家族様におかれましては長期間にわたり、大変ご心配とご迷惑をお掛けいたしますが、ご入居者様の健康をお守りする観点から、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

面会について	緊急時等でやむを得ない場合を除き、面会を制限させていただきます。 ※オンライン面会、玄関からのガラス越しの面会にご協力ください。 ※緊急時等で面会が必要な場合は体温測定をいただきます。必ず、事務所にお立ち寄りください。 また、「マスク着用」、「手指消毒」をお願い致します。（マスクはご持参ください。） 次に該当する方は緊急であっても面会をお断りしております。 ※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚・嗅覚異常、発熱や咳など風邪の症状がある方、また直近1カ月において感染者と接触された方、又は接触の疑いがある方
ご利用者様の外出について	不要不急の外出は極力お控えください。 ※通院や買物等でやむを得ず外出される場合は、以下のお約束をお願いします。 ①マスクを着用する。②外出の頻度（回数）を減らす。③すいた時間・場所を選択し、3密を避ける。④外出は近隣とし外出時間を最小限にする。⑤帰園時に手指消毒と検温の実施。 ⑥外出時に外出届を提出する。
散髪について	感染防止対策を講じ、6月6日（土）の訪問分より再開します。
往診について	往診病院と相談し、6月1日（月）より順次再開します。 ※感染拡大防止の観点から、体調に変わりの無い方は処方のみとなる場合がございます。
病院受診について	体調不良等の際は、今まで通り、必要に応じて随時受診を行います。
レクリエーション	6月から「音楽療法」「カラオケ」を除き、順次再開します。 ※感染防止対策として、一般入居者と特定入居者を分けて行います。 ※ボランティア等の外部者を招いてのレクリエーションは中止します。
デイサービス等の利用について	各事業所における感染防止対策の取組状況を確認した上で、6月1日（月）から順次再開します。 感染予防のため、マスク着用、検温、手指消毒をお願いします。
施設職員について	出勤時は検温・体調申告をはじめ、職場・プライベート共にマスク着用等の感染防止対策を講じ、不要不急の外出自粛を継続しております。

※新たに泉南市及び近隣地域で感染者が出た場合、もしくは再度緊急事態宣言が発令された場合は、再度制限を設定させていただきますので、ご理解の程、お願い申し上げます。

令和2年5月25日
社会福祉法人田熊会